宮古島第三宿舎(仮称)整備事業

入札説明書

令和元年 10 月

海上保安庁

目 次

1	人札説明書の疋義	. 1
2	対象事業の概要	. 1
(1)	公告日	. 1
(2)	支出負担行為担当官	. 1
(3)	要求水準書等に関する問い合わせ先	. 1
(4)	品目分類番号	. 1
(5)	事業名称	. 1
(6)	事業内容	. 2
(7)	施設等の概要	. 5
(8)	海上保安庁の支払に関する事項	. 6
(9)	事業に必要と想定される根拠法令等	. 6
(10))事業スケジュール(予定)	. 7
3	落札者の決定方法	. 7
4	入札参加資格に関する条件等	. 8
(1)	入札参加者が備えるべき要件等	. 8
(2)	応募に関する留意事項	11
(3)	入札の実施	13
5	提案内容審査	20
(1)	審査委員会の設置	20
(2)	審査の方法	21
(3)	審查項目等	21
(4)	審查委員会事務局	21
6	事業契約に関する事項	22
(1)	特別目的会社(SPC)の設立	22
(2)	事業契約の締結	22
(3)	事業契約の概要	22
7	事業実施に関する事項	25
(1)	誠実な業務遂行義務	25
(2)	事業期間中の選定事業者と海上保安庁の関わり	25
(3)	業務内容	26
	海上保安庁による確認等	
(5)	土地の使用等	27

8	提出書類	28
(1)	入札参加表明、入札参加資格等要件審査申請時の提出書類	28
(2)	入札辞退時の提出書類	28
(3)	入札時の提出書類	28
9	その他	30
(1)	事業の終了	30
(2)	情報の提供	30
(3)	予算決算及び会計令第71条関係の取扱い	30
付属資	料一覧	31

1 入札説明書の定義

この入札説明書(以下「本件入札説明書」という。)は、海上保安庁及び第十一管区海上保安本部 (以下「海上保安庁」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」とい。)に基づき、特定事業として選定した 「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を総合評価 一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、令和元年8月1日に公表した実施方針(添付資料を含む。以下同じ。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)、「入 札説明書付属資料」(以下「付属資料」という。)、「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業様式集」(以下 「様式集」という。)、「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業落札者決定基準」(以下「落札者決定基 準」という。)、「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業事業契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」と いう。)及び「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業に関する基本協定書(案)」(以下「基本協定書 (案)」という。)は、本件入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。

なお、本件入札説明書と実施方針及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、本件入札説明書の規定内容を優先するものとする。また、本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

2 対象事業の概要

- (1) 公告日 令和元年 10 月 17 日
- (2) 支出負担行為担当官 海上保安庁次長 上原 淳
- (3) 要求水準書等に関する問い合わせ先 海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係 電話:03(3591)6361 内線 4206 ファックス:03(3591)2801
- (4) 品目分類番号 41、42
- (5) 事業名称 宮古島第三宿舎(仮称)整備事業

(6) 事業内容

イ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書等の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者で落札者が設立した特別目的会社をいう。以下同じ。)が公務員宿舎の設計及び建設等を行った後、公共施設等の管理者等である海上保安庁及び第十一管区海上保安本部(以下「海上保安庁」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式(BTO (Build, Transfer, Operate))により実施する。

本事業は、公務員宿舎の設計及び建設等並びに公務員宿舎の維持管理業務に係る対価として 海上保安庁が選定事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から令和14年3 月末までの期間である。

ロ 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。

なお、各業務における具体的内容については、事業契約書案及び要求水準書並びに付属資料 において示す。

(イ) 施設整備業務

- ・設計業務(設計及び必要となる調査、手続等)
- ・建設業務(工事及び必要となる調査、手続、近隣対応、電波障害対策等)
- 工事監理業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

(口)維持管理業務

- 一般管理業務
- · 消防用設備等保守点檢業務
- · 給水設備清掃等業務
- ・自家用電気工作物等保守点検業務(設置する場合)
- ・その他必要に応じて設置した設備機器等の保守点検業務
- · 建築基準法第 12 条点検業務
- ・選定事業者の提案に伴う設置設備機器等(増圧給水ポンプ等)の保守点検業務

ハ 附帯的事業に関する提案

選定事業者は、国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における余剰地又は余剰容積(最大容積から国の必要容積を除いた容積)を活用し、本事業以外の事業(以下「附帯的事業」という。)を行うことができる。余剰地を活用する場合は当該余剰地については、海上保安庁が分筆し(登記に必要な測量、図面作成等は選定事業者の負担とする。)、処分を含めた利用方法を決定することとなる。

附帯的事業の実施に必要な建築物の整備は、「(イ) 附帯的事業を公務員宿舎との合築により行う場合」、「(ロ) 附帯的事業を公務員宿舎敷地の一部に堅固な建物等を設置して行う場合」及び「(ハ)

附帯的事業を宿舎建物(これに関連する宿舎敷地を含む。)の一部使用許可により行う場合」により行うことができる。

なお、共用施設の維持管理等で入居者が行う管理業務についても、附帯的事業として提案する ことができる。実際の事業内容や費用負担については、提案を踏まえて落札者決定後に海上保安 庁と協議して決定するものとする。

附帯的事業は、国有財産の有効活用の観点から選定事業者からの要望があれば事業計画地の余 剰容積の活用を可能とするものであり、設置を義務づけるものではない。

また、これらの事業は、国有財産の有効活用等の観点から評価することを予定しているが、その際、本事業に係る公共サービスの提供に影響を与える恐れを避ける又は最小限にすること。

なお、附帯的事業に係る施設の光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費等は選定事業者の 負担とする。

(4) 附帯的事業を公務員宿舎との合築により行う場合

海上保安庁は、附帯的事業を行う選定事業者に、PFI 法第 69 条 2 項の規定に基づき宿舎敷地の貸付を行う(地上権の設定は認めない)。具体的な利用条件等は以下のとおり(詳細は別添「国有財産有償貸付契約書(案)」を参照のこと。)。

【PFI 法第69条2項に基づく行政財産の貸付】

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。
- ・国は選定事業者と施設を合築し、区分所有する(宿舎部分は国有、附帯的事業部分は民有)。
- ・国は民間施設に係る敷地を選定事業者に限り普通借地として貸付(貸付期間は本事業の事業期間と同一)。
- ・事業期間終了時に選定事業者が所有する建物が存続している場合、従前の契約と同一の条件で契約の更新は可能(再度更新も可能)。
- ・借地借家法第22条から第24条までに規定する定期借地権の設定はできない。
- ・権利金及び貸付料は民間精通者の意見価格等により国が設定する。
- ・貸付料は年4回の前払いとし、3年毎に改定する。
- ・貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を 生じたときは、国は事業契約を解除することがある。この場合、選定事業者は、これによっ て生じた損失の補償を求めることができる。
- ・選定事業者が区分所有する建物の用途は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度の範囲 内であり、かつ、都市計画上の用途規制等の範囲内であれば制限しない。また、国の承諾を 得た上で、第三者に貸し付けることは可能。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事業の運営を委託し、又は収益施設等の附帯施設を譲渡することができる。

(ロ) 附帯的事業を公務員宿舎敷地の一部に堅固な建物等を設置して行う場合

海上保安庁は、附帯的事業を行う選定事業者に国有財産法第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づき宿舎敷地の貸付を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり(詳細は別添「国有財産有償

貸付合意書(案)」を参照のこと。)。

なお、附帯的事業に係る土地について、海上保安庁が分筆するための測量、図面作成等は選 定事業者の負担とする。

【国有財産法第18条第2項第1号に基づく行政財産の貸付】

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。
- ・国は民間施設に係る敷地を選定事業者に限り借地借家法第23条に基づく事業用定期借地と して貸付(貸付期間は10年以上30年以下とし、貸付終了の日を附帯的事業の終了日とす る。)。
- ・貸付期間終了後、選定事業者の負担により、国が指定する期日までに原状回復の上、明け渡 す。なお、再契約する場合その他国が指示した場合はこれに従う。
- ・権利金及び貸付料は民間精通者の意見価格等により国が設定する。
- ・貸付料は年4回の前払いとし、3年毎に改定する。
- ・貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を 生じたときは、国は事業契約を解除することがある。この場合、選定事業者は、これによっ て生じた損失の補償を求めることができる。
- ・選定事業者が所有する建物の用途は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度の範囲内であり、かつ、都市計画上の用途規制等の範囲内であれば制限しない。また、国の承諾を得た上で、第三者に貸し付けることは可能。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事業の運営を委託し、又は収益施設等 の附帯施設を譲渡することができる。
- (ハ) 附帯的事業を宿舎建物 (これに関連する宿舎敷地を含む。) の一部使用許可により行う場合 海上保安庁は、附帯的事業を行う選定事業者に国有財産法第 18 条第 6 項に基づく使用許可を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり(使用許可を行う場合の申請書及び許可書については、別添「国有財産使用許可申請書」及び「国有財産使用許可書」参照のこと。)。

【国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可】

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案 する。ただし、居住用施設の導入は認めない(施設の賃貸を目的とした収益事業は不可)。
- ・使用許可は、行政処分である許可として行われるものであり、契約行為ではないため、 選定事業者に私権の設定を認めるものではない。また、行政財産の用途又は目的を妨げ ない限度において許可するものであるため、選定事業者が許可条件に違反した場合又は 国において使用許可の対象物件を使用する必要が生じた場合には、許可を取り消すこと がある。
- ・国は、選定事業者に選定事業の用途又は目的を妨げない限度において使用許可を行う(許可期間は1年以内とする。ただし、本事業の事業期間中は毎年度更新を行う)。
- ・収益施設等の附帯施設の設置面積は選定事業の用途又は目的を妨げない限度において適 正な規模の範囲内とする。
- ・使用料は近隣の賃貸実例等により国が設定し、毎年度改定する。
- ・使用料は年1回の前払いとする。
- ・国有財産法第18条第8項の規定により借地借家法の適用対象外。また、使用許可は私権の設定ではないため、権利の譲渡・転貸等という観念はない。
- ・事業期間終了後、選定事業者の負担により、国の指定する期日までに原状回復のうえ、 明渡す。
- ・選定事業者は、国の承諾を得たうえで、第三者に附帯的事業の運営を委託することができる。
- ・選定事業者は建物内の一部の使用許可を受けるものとし、併せてこれに関連する宿舎敷地の使用許可を受けて駐車場などとして使用することができる。
- ・選定事業者は、内装工事等を自己の負担により実施する。

(7) 施設等の概要

イ 宿舎の設置戸数等

本事業において設置する職員宿舎及びこれに附帯する工作物その他の施設の設置戸数等は以下のとおりである。

なお、職員宿舎にふさわしい外観とすることとし、当該施設の性能水準の詳細は、本件入札説明書と併せて示す要求水準書に従うものとするが、施設の配置、形状、高さ等については、周辺の街並みとの調和と良好な景観形成、及び周辺施設等に日影、電波障害、風害等の悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。

	a型(23 ㎡以上 25 ㎡未満・独身用) : 33 戸
住戸タイプ:住戸数	単 b 型(34 ㎡以上 36 ㎡未満・単身用): 54 戸(管理人室 1 室含む)
	(合計 87 戸)
	駐車場:86台
 附帯施設	駐輪場:86 台(バイク置場も兼ねるものとし、台風による強風や雨の吹
	込みに配慮し、屋内又はシャッター等で閉鎖可能なピロティ等とする)程
	度

- (注) 1 住戸内にパイプスペースを設け、各住戸タイプの面積は、パイプスペース等を含むものとする。
 - 2 各住戸とも1以上の居室における冬至の日照時間は原則として4時間以上とする。
 - 3 防錆に考慮し外廊下方式とする。

4 単 b型住戸のうち、玄関ホールに近い1室を管理人事務室とすること。また、当該事務室は、本事業期間中に限り、選定事業者に対して無償で提供する。ただし、当該事務室に係る経費(備品費、冷暖房設備費、消耗品費、電話等施設費、通信運搬費、光熱水費、修繕費等)は選定事業者の負担とする。

口 事業用地等

所在地	沖縄県宮古島市平良字下里
敷地面積	約 9, 171. 90 ㎡
敷地前面道路	南西側:県道(平新里線)/幅員 約11m
用途地域	指定なし(非線引き都市計画区域)
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%

(8) 海上保安庁の支払に関する事項

海上保安庁の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価と維持管理業務に係る対価から成る。海上保安庁は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)。第 15 条第1項に規定する国庫債務負担行為により、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価を供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第14条第1項にいう公共施設等の管理者等である海上保安庁と選定事業者との間で締結する事業契約書(以下「事業契約書」という。)に定める額を割賦により支払う。なお、毎年均等額を割賦により支払うことを予定しているが、状況により支払いを前倒しする可能性がある。また、維持管理業務に係る対価について、海上保安庁は供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める半期毎に実施する事業内容に応じた額を支払う。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に必要と想定される根拠法令等を次に示す。なお、下記の根拠法令等に関するすべての関連施行令・規程等についても含むものとする。また、本事業に関連するその他の法令、条例及び指導要綱等についても遵守する。

イ 法令等

- (4) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
- (中) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (ハ)消防法(昭和23年法律第186号)
- (二)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)
- (ホ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (へ)建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (上) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

- (升) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- (川) 水道法(昭和32年法律第177号)
- (双) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (ル) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- (刊) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- (切) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- (九) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
- (3) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- (身) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- (以) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
- (火) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)
- (ツ) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
- (ネ)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- (ナ) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)
- (ラ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (ム) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- (ウ) その他関係法令
- ロ 沖縄県及び宮古島市の条例等
 - (イ)沖縄県赤土等流出防止条例
 - (中) 沖縄県建築基準法施行条例
 - (ハ)沖縄県建築基準法施行細則
 - (二) 沖縄県福祉のまちづくり条例
 - (ホ)沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則
 - (^) 沖縄県自然環境保全条例
 - (ト) 宮古島市景観条例
- (10) 事業スケジュール (予定)

次のスケジュールで本事業を行う

- イ 契約の締結時期 令和2年4月
- 口 施設整備期間 令和2年4月~令和4年3月
- ハ 引渡し 令和4年3月
- 二 維持管理期間 令和4年4月~令和14年3月31日

3 落札者の決定方法

本事業は、設計及び建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、①設計、建設及び維持管理業

務の対価の額、②事業運営並びに設計、建設及び維持管理能力その他の条件を考慮することとする。 落札者の決定に当たっては、まず4-(1)-イ~ニに掲げる要件(以下「入札参加資格等要件」という。)を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出することにより実施する。

なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が適用される。

4 入札参加資格に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

イ 入札参加者の構成等

- (4)入札参加者は、複数の者で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。
- (p) 入札参加者は、 入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、海上保安庁との対応窓口となること。
- (ハ) 落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。
- ロ 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

ハ 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、 以下の要件を満たすこと。

- (イ)海上保安庁の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入 札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業 務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でな いこと。
- (p) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている 者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (ハ)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (二)各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (ホ)海上保安庁が本事業について、アドバイザリー業務を委託する株式会社長大並びに株式会社 長大が本アドバイザリー業務において提携関係にある内藤滋法律事務所、又はこれらの者と 資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ※「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える 議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、

「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう((ト)及び4-(1)-ニにおいて同じ)。

- (^) 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
- (ト)「5-(1)」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは 人事面において関連がある者でないこと。
- (チ) 次の各号のいずれかに該当しない者であること。
- ① 法人でない者。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
- ③ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。
 - i 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ii 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - iii 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
 - iv 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - v 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が i からiv までのいずれかに該当するもの。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④ までのいずれかに該当するもの。

ニ 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ(4) 並びに各業務に応じ(中)、(ハ)又は(ニ)の要件を満たすこと。維持管理の業務に当たる者は、 (ホ)の要件を満たすこと。

なお、(p)、(n)、(二) 及び(ホ) のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- (p) 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。
- ① 令和元・2年度(平成31・32年度)国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争(指名競争)参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 平成 21 年 4 月以降において、次の i から iii に該当する建築物の設計実績があること(一つの建物で i から iii の条件を満たす必要がある)。
 - i 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ii 建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
 - iii 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500 m以上であること。
- (ハ)建設に当たる者は3者までとし、次の要件を満たすこと。
- ① 1者の場合は、令和元・2年度(平成31・32年度)国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争(指名競争)参加資格審査において業種区分が「建設工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、同業種区分が「建設工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であり、内1者は「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 提案内容に対応する建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。
- ③ 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- ④ 1者の場合の当該者並びに2者以上の場合の内1者は、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のiからiiiに該当する建築物の建築工事業の元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物でiからiiiの条件を満たす必要がある)。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi及びivに該当する建築物の建築工事業を元請として施工した実績を有すること(一つの建物でi及びivの条件を満たす必要がある)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
 - i 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ii 建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること
 - iii 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500 ㎡以上であること。
 - iv 地階を除く階数が3以上であること。
- (二) 工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。
- ① 令和元・2年度(平成31・32年度)国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争(指名競争)参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次のiからiiに該当す

る建物の工事監理実績があること(一つの建物でiからiiの条件を満たす必要がある)。

- i 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- ii 建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
- iii 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500 m以上であること。
- (ホ)維持管理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。
- ① 令和元・2年度(平成31・32・33年度)国土交通省一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること
- ② 平成28年度以降において、共同住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者であること。

ホ 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(4-(1)-ハ〜ニに定める要件を満たさなくなった場合を除く。)は、海上保安庁と協議を行うこととする。協議の結果、海上保安庁が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(2) 応募に関する留意事項

イ 入札説明書等の承諾

入札参加者は、下記8-(1)-イ~ワに掲げる入札参加表明書(様式2-1)、指名停止等に関する申出書(様式2-2)、委任状(様式3)、入札参加資格等要件審査申請書(様式4)、グループ構成員表(様式5-1)、全ての構成員の誓約書(様式5-2)及び役員等名簿、競争参加資格に係る等級決定通知書の写し、建設業法に基づく建設業許可を取得している全ての構成員の経営規模等評価結果通知書の写し(最新のもの)、事業実施体制(様式6)及び各種実績(様式7~10)(以下「入札参加表明書等」という。)の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

口 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

ハ 入札保証金及び契約保証金

- (イ)入札保証金は免除する。
- (ロ) 契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設等に係る対価(下記4-(3)-ハ-(ハ)-①参照)から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、海上保安庁を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約

を締結させる。

当該保険契約において、海上保安庁を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を海上保安庁に提出し、選定事業者を被保険者とした場合には、選定事業者の負担により、その保険金請求権に事業契約書案第63条第1項に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を海上保安庁のために設定し、保険証券を海上保安庁に提出すること。

なお、履行保証保険の有効期間は、設計及び建設工事期間とする。

ニ 入札参加表明書等の取扱い

- (イ)契約責任者は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格等要件の審査以外に入札参加者 に無断で使用しない。
- (ロ) 提出された入札参加表明書等は返却しない。
- (ハ)入札参加表明書等の変更等の禁止

提出された入札参加表明書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された入札参加表明書等の差し替え又は再提出 を指示した場合であっても、入札参加表明書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めない。

ホ 入札提出書類の取扱い

(イ) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

また、入札参加者から提出された資料は、落札者の決定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札参加者に返却しない。ただし、開札をせずに本事業の実施が取り やめになった場合は、この限りではない。

(口) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(ハ)入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は、原則として認めない。

へ 海上保安庁からの提示資料の取扱い

海上保安庁が提供する資料は、入札に関する検討以外の目的で使用することはできない。

ト 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

チ 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通 貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール(予定)	内 容
令和元年 10 月 17 日	入札公告
令和元年 10 月 17 日~12 月 7 日	入札説明書等の交付(海上保安庁ホームページ)
令和元年 10 月 18 日~11 月 15 日	入札説明書等に関する質問受付
令和元年 11 月 25 日	入札説明書等に関する質問・回答公表
令和元年11月1日~11月29日	入札参加表明書等の受付、入札参加資格等要件の確認
令和元年12月6日	入札参加資格審査結果の通知
令和元年 12 月 20 日	入札参加資格等要件が無いと認めた理由の受付期限
令和元年 12 月 27 日	入札参加資格等要件が無いと認めた理由の回答
令和元年 12 月 23 日~令和 2年 1 月	入札書及び提案書の受付
10 日	
令和2年1月14日	開札
令和2年2月下旬	落札者の決定通知
令和2年3月上旬	落札者との基本協定の締結
令和2年4月上旬	選定事業者との事業契約締結

(注) 資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は適宜質問・回答の機会を設ける。

イ 入札説明等

(イ)入札説明書等の交付方法

以下のとおり、入札説明書等は当庁のホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」 からダウンロードすること。

https:www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html/

また、紙媒体で交付を希望するものは、下記により交付を受けること。

交付場所:海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

電話番号:03(3591)6361 内線 4206

(口) 説明会

以下のとおり、入札に関心のある事業者を対象として本件入札に関する説明会を開催する。 なお、出席者は入札説明書等を各自持参すること。

【説明会:第1回目】

開催日時:令和元年10月23日(水)11時00分~

開催場所:沖縄県宮古島市平良西里7-21

宮古島海上保安部会議室

連 絡 先:海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

電話番号:03(3591)6361 内線 4206

【説明会:第2回目】

開催日時:令和元年10月25日(金)14時30分~

開催場所:東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁会議室(中央合同庁舎第3号館11階)

連 絡 先:海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

電話番号:03(3591)6361 内線 4206

(ハ) 現地見学会

以下のとおり、入札参加表明書受付の前に、上記4-(1)-二に定める資格等要件を満たしている事業者を対象として、希望者(事前登録が必要)を対象に事業用地の状況等を確認するための現地見学会を開催する。

開催日時:令和元年10月23日(水)13時30分~

開催場所:沖縄県宮古島市平良字下里

集合場所:現地

【事前登録】

申込期限: 令和元年 10 月 21 日 (月) 17 時 00 分まで

宛先/方法:「現地見学会参加申込書」(様式1-1)により申込を行う。参加資格等詳細は、「現地見学会参加申込書」(様式1-1)提出要領を参考とすること。

(ニ) 入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

受付期間: 令和元年 10 月 18 日(金)~令和元年 11 月 15 日(金)

宛先/方法:質問の宛先、提出方法及び様式等については「入札説明書等に関する質問書」 (様式1-2)を参照すること。

回答の公表:質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表 する。

回 答 日:令和元年11月25日(月)(予定)

回答場所:海上保安庁ホームページ

- ロ 入札参加表明書等の提出及び入札参加資格等要件の審査
 - (イ)入札参加表明書等の提出
 - ① 入札参加希望者は、入札参加表明書等(下記8-(1)参照)を支出負担行為担当官へ提出し、入 札参加資格等要件の有無について審査を受けなければならない。

【提出先】

提出期間: 令和元年11月1日(金)~令和元年11月29日(金)

(ただし、休日を除く。)

提出時間: 9時30分~17時00分

提出場所:海上保安庁総務部政務課予算執行管理室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連 絡 先:担当 第二契約係 電話 03-3591-6361 内線 2830

提出方法:入札参加表明等は、持参により提出すること。

なお、郵送及び電送(電子メール等)によるものは受け付けない。

- ② 設計実績、建設工事の施工実績、工事監理実績及び維持管理業務実績は、様式に定めるところに従い作成すること。
- ③ 入札参加資格等要件のうち、建設工事の施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する 政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的 であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあって は、日本国における建設工事の施工実績をもって行う。
- ④ 上記4-(1)-ニ-(n)-①、(ハ)-①、(ニ)-①、(ホ)-①に掲げる格付等(以下「競争参加 資格」という。)の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、 入札参加表明書等の提出期限までに入札参加資格等要件の確認を受けることにより、入札に 参加することができる。

【競争参加資格認定に係る申請手続き】

平成 31・32 年度国土交通省一般競争(指名競争)参加資格申請の手引き (建設工事)(測量等)

http://www.mlit.go.jp/page/kanbou05_hy_001746.html

【問合わせ先】

海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

電話:03(3591)6361 内線 4206

(ロ) 入札参加資格等要件の審査結果の通知

入札参加資格等要件の審査結果は、令和元年 12 月 6 日(金)までに、代表企業に対して書面により発送する。

(ハ)入札参加資格等要件なしとされた場合の扱い

入札参加資格等要件の審査の結果、入札参加資格等要件がないとされた者は、支出負担行為 担当官に対して入札参加資格等要件がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自 由。ただし、A4判とする。)により説明を求めることができる。

申出期限:令和元年12月20日(金)17時00分まで(ただし、休日を除く。)

申出場所:海上保安庁総務部政務課予算執行管理室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

第二契約係 電話 03-3591-6361 内線 2830

申出方法:書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送(電子メール等)によるものは受け付けない。なお、郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便」とすること。

回答期日:令和元年12月27日(金)までに、説明を求めた者に対し書面により発送する。

ハ入札

入札参加資格等要件の確認を受けた入札参加者を対象として、次により入札を実施する。 なお、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。 (4)入札の方法

提出書類(下記 8-(3) 参照)は、持参又は郵送のいずれかの方法により一括して提出すること。

なお、郵送する場合は必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便」とすること。

【提出先】

提出期間: 令和元年12月23日(月)~令和2年1月10日(金)まで

提出時間: 9時30分~17時00分

(ただし、郵送する場合は令和2年1月9日(木)17時00分(必着)

提出場所:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係

電話 03-3591-6361 内線 2830

- ① 入札書の様式は、入札書(様式14)によるものとする。
- ② 入札書等の記載事項
 - ・ 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
 - ・ 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - ・ 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする
 - ・ 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在地、法 人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなければならない。
 - ・ 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人の印鑑を押 即しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) 〇〇 〇〇 代理

東京都千代田区霞が関2-1-3

海保株式会社 東京支店(又は○○部)

支店長(又は〇〇部長)〇〇 〇〇 印

- ③ 入札書等の提出
 - ・ 入札書は、入札書(様式14)及び長期収支計画(様式19-1)並びに算出根拠(長期収支計画)(様式19-2)にて作成し、任意の封筒に1部を入れて封印し、代表企業が提出すること。

封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官」、「入札者名」及び「<u>宮古島第三宿</u>舎(仮称)整備事業に係る入札書在中」を記載すること。

- ・ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ④ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律 (平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に 規定する特定信書便事業者(以下「一般信書便事業者等」という。)の提供する同条第2項に 規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般 信書便事業者等おいて当該信書物(同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。)の引き受 け及び配達記録をした信書便。)にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(口) 入札価格

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約希望金額から消費税等相当額を控除した金額を記載すること。

なお、入札価格は、以下の費用により見積もるものとする。

① 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

宮古島第三宿舎(仮称)及びこれに附帯する工作物その他施設(駐車場等)に係る設計及び建設費、工事監理費、近隣対応・対策費、公務員宿舎建設に伴う各種申請等の業務に必要な費用、合築を行う場合の建物に係る登記に関する費用(海上保安庁の所有に係る部分に限る)、その他これらを実施する上で必要な関連業務に必要な費用(特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等)及びこれらに係る支払利息相当額(注)等。

なお、国が本事業の入札手続において、事業用地に関する調査資料で明示していない土地の瑕疵に基づく費用(地下埋設物の撤去費等)は、国の負担となるが入札価格の見積りには 算入しないものとする。ただし、附帯的事業の用に供する部分の地下埋設物の撤去費等は事業者の負担となる。

(注) 支払利息相当額の算定方法

支払利息相当額は、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価の額から支払利息相当額を控除した金額について分割払いとし、令和3年度から11年間にわたって支払うことを前提とする支払金利により算定した額とする。

支払金利は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T. S. R.) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレートとする。

なお、支払金利は令和2年6月1日(なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)時点での見直しを想定していることから、入札時には、令和元年12月20日(なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)に公表される基準金利に基づいた調達金利を使用して算定すること。

② 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価

公務員宿舎の維持管理業務(一般管理業務、消防用設備等保守点検、給水設備清掃等業務、

自家用発電工作物等保守管理業務、その他必要に応じて設置した設備機器等の保守点検業務、 建築基準法第 12 条点検業務、その他提案に伴う設置設備機器等の保守点検)に係る費用の 維持管理期間の合計額

- (注)1 以下の費用については、海上保安庁が費用負担するものとし、入札価格の見積りには算入しないものとする。
 - (1) 職員宿舎施設の修繕に係る費用(ただし、建物の瑕疵に起因する修繕を除く。)
 - (2) 本事業の実施状況の確認に要する費用(選定事業者側に発生する費用を除く。)
 - (3) 下記 6-(3)-ハ-(1)-2に定める、公務員宿舎の維持管理業務に係る費用について、物価変動のうちの一定の幅を超える部分
 - 2 附帯的事業を実施する場合は、独立採算で行うことから、当該事業に係る費用 は入札価格の対象外とする。
 - 3 特別目的会社の運営に係る費用を職員宿舎の維持管理業務に係る対価として入 札価格の見積もりに算入しないこと。
- (ハ)代理人が受任権限に基づき入札書を提出する場合は、入札書を入れた封筒に委任状(様式13)を添付すること。
- (二)会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、入札参加表明書等を提出する前日までに、会社の代表者の印鑑証明書を添付した会社制定の様式による年間委任状(有効期限:本年度末まで)を、入札参加表明書等の提出場所へ提出するとともに、入札書を入れた封筒に年間委任状(写)を添付すること。

なお、既に、年間委任状を提出済みの場合には再度提出する必要はないが、委任者である会 社の代表者又は被委任者である支店長等が異動している場合は改めて提出すること。この場合 でも、入札書を入れた封筒に年間委任状(写)を添付すること。

- (ホ)入札に当たっての留意事項
 - ① 入札提出書類の提出に当たって、提出期限に遅れた場合は、入札に参加できない。
 - ② 入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。
- (^) 公正な入札の確保

入札に当たっては、入札参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格及 び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定 めなければならない。

入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格及び提案内容等を 意図的に開示してはならない。

入札参加者等は、下記 5 - (1)の「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業に係る事業者選定審査委員会」の審査委員に、提案内容に係る相談や質問等を一切行ってはならない。

(ト)入札の取りやめ等

入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できな

いと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者等を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を採ることがある。また、 海上保安庁の事情、災害又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、本事業の入札を延期又 は取りやめることがある。

ニ 入札の辞退

入札参加資格等要件の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式11)を下記により提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便」とすること。

提出期限:令和2年1月10日(金)

(ただし、閉庁日を除く。郵送する場合は令和2年1月9日(木)17時00分(必着))

提出場所:海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-3591-6361 内線 2830

ホ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 本件入札説明書に示した入札参加資格等要件のない者が行った入札

なお、入札参加資格等要件の審査で資格有と確認された者であっても、入札参加資格等要件確認日以降、落札者決定時までに上記4-(1)-ハ~ニに掲げる入札参加資格等要件を失った者は、入札参加資格等要件のない者に該当する。

- (ロ) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (ハ)「入札参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札
- (二) 入札参加者の記名又は入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の署名及び押印を欠く入 札又は入札事項を明示しない入札
- (ホ)入札参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (^) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札
- (ト) 明らかに連合によると認められる入札
- (チ) 同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札
- (リ) 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた入札
- (ヌ) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

へ 開札

(イ) 開札は入札事務に関係のない海上保安庁の職員を立ち会わせて、次に従い行うが、入札参加 者等は1名を開札会場に立ち会わせることができる。

開札日時:令和2年1月14日(火)13時30分

開札場所:海上保安庁入札室

東京都千代田区霞が関2-1-3

- (p) 開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を 提案した者の登録受付番号を発表する。海上保安庁が設定する予定価格の範囲内の入札価格 を提案した入札参加者のみ、その後の審査の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の 公表は行わない。
- (ハ) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した入札がない時は、再度の入札を行う。

ト 落札者の決定方法

落札者決定基準に基づき、事業計画、施設整備計画及び維持管理計画等その他の条件を審査委員会が総合的に評価する。海上保安庁は、審査委員会の評価点を入札価格で除した値(総合評価値)の最も高い者を落札者として決定する。

チ 入札結果の通知及び公表

落札者及び落札金額並びに総合評価値については、落札者決定後速やかに入札参加者に文書にて通知するとともに、落札者については海上保安庁ホームページにおいて公表する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価については、落札者との事業契約締結後、審査結果、 入札状況等と併せて公表する予定である。

リ 特定事業の選定の取消し

最終的に、入札参加者がない場合又は入札参加者全員の入札金額について海上保安庁が設定する予定価格を超える場合、海上保安庁は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

5 提案内容審查

(1) 審査委員会の設置

審査に関して、有識者及び海上保安庁職員で構成する「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業に係る 事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を、海上保安庁に設置する。審査委員会は、 事業者の選定基準に関する審議及び提出された事業提案の審査を行う。審査委員会は以下の5名の 審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

	氏 名	現 職 等
委員長	山内 弘隆	一橋大学 大学院経営管理研究科 特任教授
委 員	小松 幸夫	早稲田大学 理工学術院創造理工学部建築学科 教授

委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部住居学科 教授
委 員	山﨑 智之	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長
委 員	石塚 智之	海上保安庁 総務部 主計管理官

(2) 審査の方法

審査委員会は、提案内容に基づき基礎審査を満たしているか否かを確認のうえ、定量的審査項目 における評価を行い各提案の評価点を決定する。

海上保安庁はその評価点を入札価格で除した値(総合評価値)を算出し、総合評価値の最も高い 者を落札者とする。

(3) 審查項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

イ 基礎審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、海上保安庁の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- (イ)事業計画に係る事項
- (ロ) 施設整備計画に係る事項
- (ハ)維持管理計画に係る事項
- (ニ) 附帯的事業に係る事項

口 定量的審查

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において提案内容の審査・加点付与を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- (イ)事業計画に係る事項
- (ロ)施設整備計画に係る事項
- (ハ)維持管理計画に係る事項
- (二) 附帯的事業に係る事項

(4) 審查委員会事務局

審査委員会の事務局は、以下のとおり。

海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-3591-6361 内線 4206

6 事業契約に関する事項

(1) 特別目的会社 (SPC) の設立

落札者は、本事業を遂行するため、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として 特別目的会社を設立すること。

落札者と海上保安庁は、事業契約の締結に向けて落札者決定後7日(閉庁日を除く。)以内に、基本協定書案により基本的な協定を締結する。

落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。

なお、特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、入札参加グループの構成員の議決権が全体の50%を超えるものとする。

また、代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、事業契約に基づく事業予定者の債務 が消滅するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、海上保安庁の事前の書面による承諾があ る場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(2) 事業契約の締結

落札者が設立した特別目的会社と海上保安庁は、上記 6 - (1) の協定に規定した事項、提案内容及び事業契約書(案)に基づいて事業契約を締結する。

選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等は、事業契約書において定める。

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約 内容について、変更できないことに留意すること。

特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、海上保安庁は違約金として落札金額100分の5に相当する金額を請求することがある。

また、事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

なお、当該事業予算の令和2年度予算成立をもって契約締結を実施する。

(3) 事業契約の概要

イ 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額(消費税相当額 ※消費税率に変更があった場合は、変更後の消費税相当額とする)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

なお、下記 6-(3)- N-(p) に掲げる方式により対価の改定を行った場合は、改定後の対価により計算した金額とする。

ロ 事業の遂行

(イ) 令和4年3月17日(木)までに事業契約に定められた工事を完成させること。

- (p) 令和4年3月31日(木)までに海上保安庁に公務員宿舎を引き渡すこと。なお、維持管理業務の開始日は引渡日の翌日とする。
- (ハ) 上記 2-(6) 口に示す事業を確実に行うこと。

ハ 対価等の支払等

- (イ)対価等の支払
- ① 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価等の支払

海上保安庁は、供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約書に定めるとおり、 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価として年1回の11回分割払いとし、第1回目の支 払いにおいては対価の11分の1に相当する額、第2回目から11回目の支払いにおいて、残 り11分の10に相当する額を元利均等払いにより計算した額に、各回の支払額のうち元金返 済に相当する金額に係る消費税相当額を加算した合計額を年1回の計10回支払う。

- ② 公務員宿舎の設計及び建設等に係る第1回目の対価の支払については、以下の手順で行う。
 - i 公務員宿舎の完成後、選定事業者はしゅん工検査の報告を行う。
 - ii 海上保安庁は、上記の報告を受けてから 14 日以内にしゅん工確認を行う。
 - iii 選定事業者は、確認通知受領後、海上保安庁に対して公務員宿舎を引き渡し、請求書を 送付する。
 - iv 海上保安庁は、請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設等に係る第1回目の対価 及び元金に係る消費税相当額を支払う。
- ③ 公務員宿舎の設計及び建設等に係る第2回目以降の対価の支払については、以下の手順で 行う。
 - i 選定事業者は、毎年度4月1日から1か月以内に、海上保安庁に対して請求書を送付する。
 - ii 海上保安庁は、請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設等に係る第2回目以降の 対価及び元金に係る消費税相当額を支払う。
- ④ 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価等の支払

公務員宿舎の維持管理業務に係る対価及び消費税相当額について、海上保安庁は、定期又 は随時にモニタリングを実施し、事業契約書等に定められた要求水準が満たされていること を確認した上で年2回、事業契約書に定める額を選定事業者に支払う。

- ⑤ 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価の支払については、以下の手順で行う。
 - i 選定事業者は海上保安庁に対して、毎月業務終了後翌月の7日(当日が閉庁日の場合は、 その直後の閉庁日でない日とする。)までに業務報告書を提出する。
 - ii 海上保安庁は、業務報告書の確認等の定期モニタリングを行う。
 - iii 海上保安庁は、4月から9月、10月から3月までの選定事業者の維持管理業務の履行確認及びモニタリングの終了後、当該履行確認及びモニタリングの結果に基づき、減額ポイント及びモニタリングの結果減額の必要がある場合には減額後の海上保安庁の支払額(公務員宿舎の維持管理業務に係る対価の支払額について、下記6-(3)-ハ-(□)-②に基づき対価の改定が行われる場合においては、対価の改定後の額を増減額した後の国の支払額)

を、選定事業者に対し、9月分、3月分の履行確認終了後、閉庁日を除く10日以内に通知 する。

- iv 選定事業者は、支払額判明後速やかに、海上保安庁に対して請求書を提出する。
- v 海上保安庁は、請求書の受領後 30 日以内に公務員宿舎の維持管理業務に係る対価及び 消費税相当額の支払を行う。
- (ロ)対価の改定
- ① 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価については、金利変動及び建設期間中の物価変動を除き、原則として改定は行わない。

なお、詳細は事業契約書(案)を参照のこと。

- 金利変動による改定
- 対象となる費用支払利息相当額
- 改定基準日

令和2年6月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)

• 改定方法

改定基準日の金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に選定事業者が入札時に提 案したスプレッドを加えた合計額として対価の改定を行う。

② 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価

公務員宿舎の維持管理業務に係る対価については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

なお、詳細は事業契約書(案)を参照のこと。

ニ 選定事業者の権利義務等に関する制限

(イ) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び 権利義務を譲渡、担保提供その他一切の処分を行ってはならない。

(ロ)特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社の出資者は、事業契約に基づく事業予定者の 債務が消滅するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、海上保安庁の事前の書面による 承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(ハ)債権の譲渡

選定事業者が、海上保安庁の公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理業務の提供に係る 債権は、海上保安庁の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

(ニ)債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、海上保安庁の公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理業務の提供に係る 債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、海上保安庁の事前の書面による承諾がなけれ ば行うことができない。

(ホ) 国の承諾

選定事業者が、本事業の実施に係る資金調達において、流動化等を目的として金融機関等から(イ)から(ニ)を求められた場合には、海上保安庁は選定事業者に対し、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、海上保安庁の利益を侵害しないと認められる場合は承諾する。

ホ 海上保安庁と選定事業者の責任分担

(イ) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、海上保安庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、海上保安庁が責任を負うこととする。

(ロ) 予想されるリスクと責任分担

海上保安庁と選定事業者の責任分担は、事業契約書によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、 事業契約書(案)に示すが、事業契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

へ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(イ) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で海上保安庁は 必要な協力を行う。

(ロ) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の措置は想定していない。

ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、海上保安庁はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

- (2) 事業期間中の選定事業者と海上保安庁の関わり
 - イ 本事業は、選定事業者の責任において実施される。

また、海上保安庁は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

- ロ 海上保安庁は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて海上保安庁と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、海上保安庁と建設会社等との間で直接連絡調整等を行った事項については選定事業者に報告する。
- ハ 事業の継続性をできるだけ確保する目的で、海上保安庁は、選定事業者に対し資金提供を行う 金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- ニ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、海上保安庁と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

イ 業務内容

設計業務及び建設等業務並びに維持管理業務については、事業契約書及び要求水準書による。

ロ 業務の委託

選定事業者は、イに示した業務を、あらかじめ書面により海上保安庁の承諾を得たうえで、第 三者に委託することができる。

(4) 海上保安庁による確認等

海上保安庁は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書等に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の確認を行う。

なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、海上保安庁は、当 該業務に係る対価の減額等を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

イ 本事業の実施状況の確認

海上保安庁は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。

また、定期的に行う確認のほか、海上保安庁が必要と認める場合には、随時に確認を行う。なお、確認に要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き海上保安庁の負担とする。

(イ) 基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に海上保安庁に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に 要求水準書に適合していることが確認できる設計図書を海上保安庁に提出し、内容の確認を受 ける。

(口)建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとと もに、海上保安庁に事前説明及び事後報告を行う。

(ハ) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者は、選定事業者を通じ、工事監理の状況を海上保安庁に毎月報告する。

また、選定事業者は、海上保安庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工

事現場での施工状況の説明を行わなければならない。

ただし、海上保安庁が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は海上保安庁に移転されないものとする。

(二) 工事完成時

選定事業者は、施工記録等を用意して、現場で海上保安庁の確認を受ける。 ただし、海上保安庁が施工記録等の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任 は海上保安庁に移転されないものとする。

(ホ)維持管理期間

海上保安庁は、維持管理期間中、定期又は随時に維持管理業務のモニタリングを行う。

ロ 支払の減額等

維持管理業務に関するモニタリングの結果、事業契約書等に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

ハ 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の計算書類等(会社法第435条第2項にいう計算書類 及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成し、会社法第436条第2項に従い監査を 受けたうえで、当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に、海上保安庁に提出する。

また、海上保安庁は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

具体的な利用条件については、別添「国有財産無償貸付契約書(案)」、「国有財産有償貸付契約書(案)」、「国有財産有償貸付合意書(案)」、「国有財産使用許可申請書(案)」及び「国有財産使用許可書(案)」を参照のこと。

また、貸付料及び使用許可料の算定基準については、別添「貸付料算定基準について」又は「使用許可料算定基準について」を参照のこと。

- イ 本事業の公務員宿舎に係る敷地は国有財産であり、財産の分類は行政財産である。
- ロ 職員宿舎に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。
- ハ 選定事業者は、附帯的事業を合築により行う場合、当該事業に供する宿舎敷地の一部を、海上 保安庁と締結する賃貸借契約(普通借地)により、有償で使用することができる。
- 二 選定事業者は、附帯的事業を堅固な建物を設置(合築による場合を除く)して行う場合、当該 事業に供する宿舎敷地の一部を、海上保安庁と締結する賃貸借契約(事業用定期借地)により、 有償で使用することができる。
- ホ 選定事業者は、附帯的事業に供する宿舎建物(これに関連する宿舎敷地を含む。)の一部を、 海上保安庁からの使用許可により、有償で使用することができる。

8 提出書類

(1) 入札参加表明、入札参加資格等要件審査申請時の提出書類

入札参加表明書等は、1部提出すること。

なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- イ 入札参加表明書 [様式2-1]
- ロ 指名停止等に関する申出書 [様式2-2]
- ハ 委任状 「様式3]
- 二 入札参加資格等要件審査申請書 [様式4]
- ホ グループ構成員表 [様式5-1]
- へ 誓約書 [様式5-2]
- ト 競争参加資格に係る等級決定通知書の写し
- チ 建設業法に基づく建設業許可を取得している全ての構成員の経営規模等評価結果通知書の写 し(最新のもの)
- リ 事業実施体制 [様式6]
- ヌ 設計実績 [様式7]
- ル 建設工事の施工実績 [様式8]
- ヲ 工事監理実績 [様式9]
- ワ 維持管理業務実績 [様式10]
- (2) 入札辞退時の提出書類

入札辞退届「様式11]

(3) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、各提案書に 所定の表紙を付け、 $^{\sim}$ 1分冊、二、ホ、ト及びチを1分冊、リを1分冊、ヌを1分冊とし、 $^{\sim}$ 2に掲げる部数を提出すること。

なお、ニ(=)、(ま)及び(~)については、ロの入札書と同封とし、分冊としない。

イ 入札提出書類の提出届<1部>[様式12]

委任状<1部> [様式13]

- 口 入札書<1部> [様式14]
- ハ 要求水準書に関する確認書<1部> [様式15]
- ニ 事業計画に係る提案書<16 部・(=)、(ホ)及び(^)は1部>
 - (4) 事業計画提案書表紙 [様式 16]
 - (ロ) 事業スケジュール [様式 17]
 - (ハ) 資金調達方法 [様式 18]
 - (二) 長期収支計画 [様式 19-1]
 - (ホ) 算出根拠(長期収支計画)[様式 19-2]
 - (^) 資金調達計画に関する提案 [様式 20]

- (ト) 事業実施体制に関する提案 [様式 21]
- (チ) リスクへの対応に関する提案 [様式 22]
- ホ 施設整備計画に係る提案書<16部>
 - (4) 施設整備計画提案書表紙 [様式 23]
 - (中) 施設計画等に関する提案 [様式 24]
 - (ハ) 景観、配置計画に関する提案 [様式 25]
 - (二) 周辺環境保全に関する提案 [様式 26]
 - (ホ) 住戸計画に関する提案 [様式 27]
 - (^) 機能性・快適性・安全性に関する提案 [様式 28]
 - (ト) 省資源・環境負荷低減に関する提案 [様式 29]
 - (チ) 経済性に関する提案 [様式 30]
 - (リ) 施工計画に関する提案 [様式 31]
- へ 施設整備計画に係る提案書(図面集) <16部>
 - (4) 施設整備計画提案書(図面集)表紙[様式32]
 - (p) 計画概要 [様式 33]
 - (n) 配置計画 (1/800~1/1000) [様式 34]
 - (二) 鳥瞰図「様式 35]
 - (ホ) 平面図 (1/500~1/800) [様式 36]
 - (^) 立面図 (1/500~1/800) [様式 37]
 - (1) 断面図(1/500~1/800) [様式38]
 - (チ) 各住戸平面図 (1/100) [様式 39]
 - (リ) 外構・緑化計画 (1/800~1/1000) 「様式 40]
 - (双) 面積表 [様式 41]
 - (ル) 仕上表 [様式 42]
 - (7) 日影図 [様式 43]
- ト 維持管理計画に係る提案書<16部>
 - (1) 維持管理計画提案書表紙 [様式 44]
 - (ロ) 一般管理業務提案の妥当性 [様式 45]
 - (ハ) 保守点検業務提案の妥当性 [様式 46]
- チ 附帯的事業に係る提案書<16部>
 - (4) 附带的事業提案書表紙 「様式 47]
 - (中) 附帯的事業に係る長期収支計画 [様式 48]
 - (ハ) 算出根拠(附帯的事業に係る長期収支計画) [様式 49]
 - (二) 事業内容に関する提案 [様式 50]
 - (ホ) 事業計画に関する提案 [様式 51]
- リ 有価証券報告書等<1部>
 - (4) 入札参加グループの構成員に係る会社概要 (パンフレット等の使用も可能)
 - (中) 入札参加グループの構成員に係る直近3期分の有価証券報告書の写し(有価証券報告書を

作成していない場合は計算書類等でも可能)

ヌ CASBEE (建築環境総合性能評価システム) 簡易計算結果<16部>

9 その他

(1) 事業の終了

海上保安庁は、宮古島第三宿舎(仮称)が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により公務員宿舎を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して事前に書面で通知した上で、宮古島第三宿舎(仮称)の維持管理業務の提供を終了させることができる(事業契約書(案)参照)。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることの他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、海上保安庁のホームページに掲載する。

(3) 予算決算及び会計令等第71条関係の取扱い

契約締結後、契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、海上保安庁が実施する入札の参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

付属資料一覧

- ・資料① 座標求積図・・・・・・・・ホームページ掲載及び配布
- 資料② 現況平面図・・・・・・・・・
- 資料③ 現況高低図・・・・・・・・・・・・・・・
- ・資料④ ボーリング調査位置図・・・・・
- ・資料⑤ ボーリング柱状図・・・・・・・ "
- ・資料⑥ 推定地質断面図・・・・・・・・
- ・資料⑦ 既存工作物撤去図・・・・・・ ″
 - (注) 各資料は、事業の提案に係る目的以外に使用しないこと。 なお、資料については、電子データで配布するが、その際は、未開封の電子媒体を持参す ること。

※ 資料の配布場所・期間等

場所:海上保安庁装備技術部施設補給課宿舎係

期間:令和元年10月18日(金)~11月8日(金)まで(ただし、閉庁日を除く。)

時間:午前9時30分から午後5時00分まで